

# 欧米競争政策の動向のポイント

2021年1月28日 No.10

金子 晃 監修

内 容

## I 欧州競争法(政策)

### 1 買収事件

(1) 欧州委員会、Google による Fitbit の買収を条件付承認(2020年12月17日)

### 2 合併事件

(1) 欧州委員会、Fiat Chrysler Automobiles N.V. と Peugeot S.A. の合併を条件付承認  
(2020年12月21日)

---

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

## I 欧州競争法(政策)

本号では企業結合事件2件を取り上げる。1件目は、Googleによるウェアブルデバイス製造業者Fitbitの買収について、Fitbit製ウェアブルデバイスから得られるユーザーの健康・健康管理情報の取扱い等に関する問題解消措置の実施を条件に、承認されたものである。

2件目は、広く耳目を集めたフィアット・クライスラーとプジョーの合併について、条件付で承認したものである。これにより世界第4位の自動車メーカーが誕生することになる。

### 1 買収事件

#### (1) 欧州委員会、GoogleによるFitbitの買収を条件付承認(2020年12月17日)<sup>1</sup>

欧州委員会は、EU合併規則の下、GoogleによるFitbitの買収を承認した。本件承認は、Googleの申し出た一連の問題解消措置の完全な実施を条件とする。

本日の決定は、GoogleとFitbitの補完的な事業活動を統合する計画について詳細審査を経たものである。Apple、Garmin、Samsung等多くの大規模な競争者が存在する、欧州の成長著しいスマートウォッチ部門において、Fitbitの市場占拠率は限られたものとなっている。本件計画によってもたらされるGoogleとFitbitの水平的な事業の重複は極めて限定的である。欧州委員会の調査は、Fitbitのウェアブルデバイスを通じて収集されたデータと、ウェアブルデバイスのGoogleのスマートフォン向けAndroid OSとの相互運用性に特化していた。

#### 欧州委員会による調査

欧州委員会は詳細調査において、両当事者の競争者、様々な市場参加者と利害関係者から膨大な情報とフィードバックを得た。また欧州委員会は、世界各国の競争当局のほか、欧州データ保護会議(European Data Protection Board)と緊密な協力を行った。

欧州委員会は調査の結果、当初届出のあった取引は、以下の市場において競争を減殺するおそれがあることに懸念を有していた。

- ・ 広告：

Googleは、Fitbitを買収することにより、(i) Fitbitが保有するユーザーの健康と健康管理に関するデータベース、(ii) Fitbitのデータベースに類似するデータベースを開発す

---

<sup>1</sup> Press Release, European Commission, Mergers: Commission approves the merger of Fiat Chrysler Automobiles N.V. and Peugeot S.A., subject to conditions, 21 December 2020.

る技術を得ることとなる。Google が個別化広告のために利用できる膨大な量のデータをさらに増加することにより、競争者はオンライン検索広告、オンライン表示広告、及び「広告技術(ad tech)」エコシステム全体の市場において、Google の提供するサービスに適合させることがより困難となるおそれがある。したがって本件取引は、これらのサービスをめぐる Google の競争者が参入し、拡大する上での障壁を高めることになる結果、最終的には広告主が高価格と選択肢減少という不利益を被るおそれがある。

- ・ デジタルヘルスケア市場におけるウェブ・アプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)へのアクセス：

目下、本市場における多くの事業者は、ウェブ API を通じて Fitbit の提供する健康と健康管理データへアクセスしており、Fitbit のユーザーにサービスを提供する見返りとして、データを受け取っている。欧州委員会は、本件取引の後、Google が競争者による Fitbit のウェブ API へのアクセスを制限するおそれがあることを認定した。このような戦略により、欧州のデジタルヘルスケア市場におけるスタートアップ企業が犠牲となるおそれがある。

- ・ 腕装着ウェアラブルデバイス：

欧州委員会は、Google が本件取引の結果、競合関係にある腕装着ウェアラブルデバイスと、Google のアンドロイドスマートフォンとの相互運用性を引き下げること、競合関係にある腕装着ウェアラブルデバイスの製造事業者が競争上不利な状況に置かれるおそれがあることに懸念を有している。

市場参加者の中には、Google はデジタルヘルスケア部門において既に相当な市場占拠率を有していると考える者もあり、Google が自己のデータベースと Fitbit のデータベースを統合すると、競争者がまったく競争できなくなるような競争上の利点を得る可能性について懸念を表明した。欧州委員会の詳細審査は、欧州におけるデジタルヘルスケア部門には多くのスタートアップ事業者が存在するため、かかる懸念については認定しなかった。加えて急速に成長しているスマートウォッチ部門における Fitbit のユーザーの数は限定的であるに過ぎない。他の市場参加者は、プライバシーに関する懸念を挙げ、ユーザーが自己のヘルスデータが利用される目的を追跡することが極めて困難となるおそれを指摘した。欧州委員会の調査の結果を踏まえ、Google には GDPR(一般データ保護規則)の規定と原則の遵守が求められる。GDPR の下、健康に関する個人情報の加工は、個人が明確な同意を与えない限り禁止される。このような懸念は、合併規則の範囲外であり、より適切に対応する規制のツールが別途用意されている。

#### **提案された問題解消措置**

欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、Google は以下の問題解消措置を申し出た。

(1) 広告に関する措置

- ・ Google は、Google Ads 事業のため、検索広告、表示広告、広告媒介製品を含め、EEA(欧州経済領域)における腕装着ウェアブルデバイスその他 Fitbit のデバイス利用者から集められた健康と健康管理データを利用しない。
- ・ Google は、関連する Fitbit のユーザーデータの技術的分離を維持する。データは、広告のために利用される Google のデータとは別の「データ・サイロ」に保管される。
- ・ Google は、EEA のユーザーが自己の Google アカウント又は Fitbit のアカウントに保管されている健康と健康管理に対する他の Google のサービス(Google 検索、Google Maps、Google Assistant、YouTube 等)による利用許諾について有効な選択肢を与える。

(2) ウェブ API アクセスに関する措置

Google は、ソフトウェア・アプリを対象とする、Fitbit の Web API を通じたユーザーの健康と健康管理データへのアクセスについて、課金せず、またユーザーの同意を得ることを条件に維持する。

(3) アンドロイド API に関する措置

- ・ Google は、アンドロイドの OEM に対し、腕装着デバイスがアンドロイドスマートフォンとの相互運用の上で必要となる現行の主要な機能のすべてを含むパブリック API ライセンスを無料で提供する。このような機能の例として、Bluetooth によるアンドロイドスマートフォンへの接続、スマートフォンのカメラや GPS へのアクセス等がある。本件措置は将来にわたり適用されることを担保するため、これらの機能の改良のほか、関連するアップデートも対象となる。
- ・ Google は、アンドロイド API に関する問題解消措置を回避するために、アンドロイド・オープン・ソース・プロジェクト(AOSP)以外で、枢要な相互運用性 API を複製することは認められない。本件措置の下、Google は将来にわたり機能改善を含む、枢要な相互運用性 API により提供される機能をオープンソースコードにより維持しなければならない。また枢要な相互運用性 API の機能改善(プライベート API を通じて Fitbit に提供されるものを含む)は AOSP により開発され、Fitbit の競争者にオープンソースコードが提供される。
- ・ ウェアラブルデバイス OEM が将来の機能へアクセスできるようにするため、Google はアンドロイドスマートフォンアプリ開発者に提供されるすべてのアンドロイド API に対する OEM のアクセスを保障する。この対象には、AOSP ではない Google アプリの所有権 Google Mobile Services(GMS)の一部を構成する API も含まれる。
- ・ Google はまた、警告、エラーメッセージ、承認要求を差別的方法で表示することにより、又は腕装着デバイス OEM に対し Google Play Store のアプリへのアクセスに差別的条件を課すことにより、OEM の腕装着デバイスを使用する利用者の使い勝手を引き下げることを行い、アンドロイド API に関する問題解消措置を妨げてはならない。

上記措置の期間は10年間とする。Googleがオンライン広告市場において有する確固たる地位に鑑み、欧州委員会は必要性を示した上で、広告に関する措置をさらに最長10年間延長する可能性がある。

本件措置の実施状況は、本件取引完了前に任命される管財人が監視することになる。管財人には、任務遂行のため、Googleの記録、人員、施設、技術情報へのアクセス含む大きな権限が与えられる。管財人はまた、アイルランドデータ保護委員会とともに、欧州委員会へ提出される報告書を共有する権限が与えられる。本件措置には、第三者により実施される迅速な紛争解決の機構も含まれる。

Googleが申し出た問題解消措置は、多くの市場参加者のフィードバックを踏まえて、当初申し出のあった措置を大幅に改善したものである。欧州委員会は、本件措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本件決定は、本件措置の全面的な遵守を条件とする。

#### **当事会社と製品**

Googleは、オンライン広告技術、インターネット検索、クラウド・コンピューティング、ソフトウェア、ハードウェアを含む広範な製品群において事業活動を行っている米国の多国籍技術企業である。同社の製品とサービスの中でも、Googleはスマートフォンとスマートウォッチ用OS、健康・フィットネスアプリ等のアプリを開発している。同社は、ヘルスケア産業向けにITと技術/研究サービスを提供している。

Fitbitは、ウェアラブルデバイス(スマートウォッチとフィットネス・トラッカー)と、健康・健康管理部門におけるネットに接続された計器を製造販売している。Fitbitはまた関連するソフトウェアとサービスを供給している。

本件は、2020年6月15日に欧州委員会に届出のあったものである

## **2 合併事件**

### **(1) 欧州委員会、Fiat Chrysler Automobiles N.V. と Peugeot S.A. の合併を条件付承認 (2020年12月21日)<sup>2</sup>**

欧州委員会はEU合併規則の下、Fiat Chrysler Automobiles N.V. (以下「FCA」という。)とPeugeot S.A.(以下「PSA」という。)の合併計画を承認した。本件承認は、両当事会社の申し出た問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

本日の決定は、世界的な大手自動車会社であるFCAとPSAを統合する合併計画に対す

---

<sup>2</sup> Press Release, European Commission, Mergers: Commission approves the merger of Fiat Chrysler Automobiles N.V. and Peugeot S.A., subject to conditions, 21 December 2020.

る欧州委員会の詳細審査を経たものである。両社は全世界において事業活動を行っており、EEA(欧州経済領域)には大規模な製造拠点が置かれている。本件取引により、“Stellantis”と呼ばれる世界第4位の自動車グループが誕生することになる。

#### 欧州委員会による調査

欧州委員会は詳細審査において、両当事会社の競争者と顧客から膨大な情報とフィードバックを得た。

欧州委員会による調査の結果、当初届出のあった取引は、EEAの9加盟国(ベルギー、チェコ、フランス、ギリシア、イタリア、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア)の小型商用車市場において競争が減殺されるおそれがあることに懸念を有するに至った。これらの加盟国においては、両当事会社は非常に高い市場占拠率(単独、又は両社合計)を有しており、近接した競争者同士でもある。よって本件合併により、顧客は価格上昇という不利益に直面するおそれがある。

#### 提案された問題解消措置

FCAとPSAは、欧州委員会の競争上の懸念に応えるため、新規参入と競争者の事業拡大を可能とする以下の問題解消措置を申し出た。

- ・ 現行の小型商用車を対象としたPSAとトヨタ自動車(以下「トヨタ」という。)との間の協力協定の内容を拡充する。同協定の下、PSAは主としてEU域内においてトヨタブランドによりトヨタが販売する商用車を製造している。これは、トヨタ向けの製造能力を拡大するとともに、自動車と関連部品/アクセサリーの価格を引き下げることにより実施される。本件措置は、自動車産業におけるプラットフォームを共有する流れを踏まえたものである。
- ・ PSA、FCAと両社の修理ネットワーク間で締結されている乗用車と小型商用車を対象とする「修理・メンテナンス」協定を修正し、両社の競争者が両社の修理・メンテナンスネットワークを利用できるようにする。たとえば、FCA/PSAの小型商用車の顧客を対象にブランドを特定しない受付、待合室、入口の設置が求められ、また競争者の小型商用車へ修理・メンテナンスサービスを提供する際には、PSA/FCAの道具と機器の使用禁止が解禁される。

欧州委員会は第1の措置により、将来トヨタが関連市場において合併により誕生する事業者と有効に競争できるようになることを認定した。また第2の措置は、新規参入者が小型商用車市場において事業を拡大し、競争する際の一助となるものである。上記両措置があわせて実施されることにより、本件取引後の本件市場における有効な競争が維持され、欧州委員会の競争上の懸念に全面的に応えることになる。

よって欧州委員会は、問題解消措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。本決定は、上記措置の全面的な遵守を条件とする。

## 当事会社と製品

FCA は、英国に本拠を置き、Fiat、Chrysler、Jeep、Alfa Romeo、Lancia、Abarth、Dodge、Ram、Fiat Professional のブランドにより乗用車と小型商用車を製造販売している。加えて FCA は、自動車キャスト会社 Teksid S.p.A.、プラスチック部品とモジュール会社 Plastic Components and Modules Automotive S.p.A.、自動車製造システム会社 Comau S.p.A.を傘下に有している。また同社は、同社ブランドの自動車販売支援のため、顧客とディーラー向けの融資も提供している。

PCA は、フランスに本拠を置き、Peugeot、Citroën、Opel、Vauxhall、DS ブランドにより乗用車と小型商用車を製造販売している。同社は子会社の Faurecia S.A.を通じて、自動車内装部品の製造販売も行っている。また PSA は、自動車購入のローン、モビリティサービス等の付随サービスも提供している。

なお本件は、当初 2020 年 5 月 8 日欧州委員会へ届出が行われたものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 [tada@toyo.jp](mailto:tada@toyo.jp) までお願いします。)